

広島県告示第四百八十七号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第三種漁港草津漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年五月十六日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和六年五月二日

草津漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第三種漁港草津漁港放置等禁止区域

1 広島水産振興センター

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点三を基点一から西側の水際線に沿つて結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市西区の国土地理院四等三角点「商工センター」（北緯三四度二分四一秒三四四九、東経一三二度二分五七秒一一五五、標高五・〇〇メートル）

基点一 基準点から二四二度一九分一九秒の方向六一・五〇メートルの点

基点二 基点一から二二五度五六分二一秒の方向四三・〇一メートルの点

基点三 基点二から二七六度三七分一〇秒の方向六四・五七メートルの点

2 商工センター沖

(一) 区域の範囲

基点一から基点一一までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点一一を基点一から南側の水際線に沿つて結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市西区の国土地理院四等三角点「草津港」（北緯三四度二分四七秒八〇九一、東経一三二度三分四七秒九〇一一、標高四・三五メートル）

基点一 基準点から一〇九度四三分四六秒の方向八三・三四メートルの点

基点二 基点一から一四二度二〇分一秒の方向八〇・七九メートルの点

基点三 基点二から一一七度〇七分三三秒の方向四七七・六九メートルの点

基点四 基点三から三一度二五分一九秒の方向二九七・二七メートルの点

基点五 基点四から一三六度五五分一六秒の方向五一・八九メートルの点

基点六 基点五から二二一度二五分一八秒の方向三八二・七五メートルの点

基点七 基点六から二六八度二〇分三七秒の方向二、〇三〇・二六メートルの点

基点八 基点七から三五八度二九分四三秒の方向一九四・八六メートルの点

基点九 基点八から五四度一六分四一秒の方向五四・〇七メートルの点

基点一〇 基点九から九六度三七分一〇秒の方向六四・五七メートルの点

基点一一 基点一〇から四五度五六分二一秒の方向四三・〇一メートルの点

二 第三種漁港草津漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物